

2020年7月27日

ガバナンス運営ガイドライン

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 目的

このガイドラインは、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）の取締役の役割・責務をはじめとする、当社のガバナンスを運営していくにあたっての指針を示すものです。

2. 所有構造

- (1) 当社は日本国の会社法に基づき設立された株式会社です。また、株式会社日本取引所グループによってその株式の過半数が取得されている金融商品取引清算機関かつ商品取引清算機関です。
- (2) 当社の清算業務は、証券取引等清算業務、CDS 清算業務、金利スワップ取引清算業務、国債店頭取引清算業務の4つの清算部門において行われています。各清算部門は、それぞれ種類株式を発行して固有の資本を有していて、株主総会及びそれぞれの種類株主総会の決議によって会社の基本的な意思決定が行われています。

3. 取締役会・取締役の役割及び責務

- (1) 取締役会の主な役割及び責務には、次に掲げる事項が含まれます。
 - ・中期経営計画を含む当社のハイレベルな政策・戦略・目的に関する承認・決定
 - ・年次予算・投資提案に関する承認・決定
 - ・内部管理、リスク管理、財務報告及び法令遵守の十分性の確保のための内部統制システムに関する決定
 - ・代表取締役の選任及び解任の決定
 - ・役付取締役の選定及び解職の決定
 - ・法令上の取締役会の専決事項に係る業務執行の決定
 - ・取締役の職務の執行の監督
- (2) 取締役会は、金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関として求められる、次の事項について責任を負います。
 - ・ガバナンスの取極めに係る文書化及び開示
 - ・取締役会の役割、責務、機能及び手続きの文書化

- ・取締役会及び取締役の定期的業績レビュー
- ・リスク管理の枠組みの文書化
- ・重要決定事項についての直接及び間接参加者の利益の適切な反映及び開示
- ・金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業により発生する損失に充当する財務資源について、継続的に必要な水準の設定及び維持
- ・当該財務資源に係る利害関係者への開示とフィードバックの確保

4. 取締役会の構成

(1) 取締役会には、定款上の員数である 14 名以内の取締役を置き、原則として次に掲げる構成とします。

- ・取締役会は、取締役社長および常務に従事するその他の役付取締役を含む
- ・取締役会は、金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する取締役を含む

(2) 当社取締役には、次に掲げる事項を満たす社外取締役を含むものとします。

- ・当社の業務執行取締役等（代表取締役、代表取締役以外の取締役であって当社の業務を執行する取締役として取締役会の決議によって選定された者若しくは当社の業務を執行したその他の取締役若しくは執行役又は使用人をいう。以下同じ。）ではなく、就任前 10 年間当社の業務執行取締役等でなかったこと
- ・就任前 10 年以内に当社の取締役又は監査役であった者（業務執行取締役等は除く）については、その就任前 10 年間当社の業務執行取締役等でなかったこと
- ・現在当社の親会社の取締役若しくは執行役又は使用人でないこと
- ・現在親会社の子会社（例えば、兄弟会社）の業務執行取締役等でないこと
- ・当社の取締役若しくは執行役又は使用人の配偶者又は 2 親等内の親族でないこと

5. 取締役の選任等

(1) 取締役は、定款の定めに従い、種類株主総会の決議によって選任します。

(2) 取締役会は、種類株主総会に提出する取締役の選任議案の内容を決議するに当たり、金融市場に関連する業界での経験、資格及び業界知識、上級経営陣としての経験若しくは学位又は専門資格等を考慮します。

(3) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

6. 取締役会の運営

- (1) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役がこれを招集し、議長となります。
- (2) 取締役会の議長に選定された取締役に事故がある場合には、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。
- (3) 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとします。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。
- (4) 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。
- (5) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行います。
- (6) (5)にかかわらず、当社の定めるところにより、取締役会が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書に規定する金利スワップ運営委員会の決議について、同委員会に再諮問を行い、同委員会が再諮問に応じて決議をした場合において、当該決議と異なる内容の決議を行おうとするときの取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (7) (5)にかかわらず、当社の定めるところにより、取締役会が国債店頭取引清算業務に関する業務方法書に規定する国債店頭取引運営委員会の決議について、同委員会に再諮問を行い、同委員会が再諮問に応じて決議をした場合において、当該決議と異なる内容の決議を行おうとするときの取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行います。

7. 競業及び利益相反取引の制限

- (1) 取締役は、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ることがないように、次に掲げる取引（以下「競業取引又は利益相反取引」という。）を行う場合には取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けるものとします。
 - ・取締役が自己又は第三者のために当社の事業の部類に属する取引をしよう

とするとき

- ・取締役が自己又は第三者のために当社と取引をしようとするとき
 - ・当社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において当社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき
- (2) 競業取引又は利益相反取引を行った取締役は、遅滞なくその取引につき、重要な事実を取締役会に報告するものとします。
- (3) 取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わらず、その決議事項について、定足数からも除外します。

8. 取締役の報酬

常務に従事する役付取締役の報酬は、定時株主総会で決議された額の範囲内で、当社の報酬委員会の審議を踏まえ各個人の業績をもとに、年1回決定します。

9. 執行役員の役割・責務等

- (1) 社長は、執行役員が担当する業務を決定し、当社の経営方針に従って経営全般を統括します。
- (2) 社長以外の執行役員は、社長の指揮のもと、担当業務の戦略の立案・計画の策定及び業務執行を行います。
- (3) 社長は、何時でも他の執行役員の承諾なく、その業務の担当、内容その他の事項について変更することができます。

10. 執行役員等の選任

- (1) 執行役員は、当社の業務を執行する役員として取締役会の決議によって選任します。
- (2) 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとします。ただし、増員により、又は補欠として選任された執行役員の任期は、他の在任執行役員の任期の満了する時までとします。
- (3) 取締役会は、必要に応じて副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を定めることができます。

11. 取締役会等との関係

- (1) 執行役員は、取締役会に出席し意見を述べることができます。また、取締役会への出席を求められたときは、出席するものとします。
- (2) 社長は取締役会に、社長以外の執行役員は社長及び取締役会に、適宜、担当する業務の執行状況を報告します。

- (3) 社長は取締役会、取締役、監査役会、監査役又は会計監査人から、社長以外の執行役員は社長、取締役会、取締役、監査役会、監査役又は会計監査人から報告又は説明を求められた場合には、速やかにこれらを行います。

12. 執行役員会の運営

- (1) 執行役員の全員をもって、取締役会付議事項等について協議を行うことを目的とする執行役員会を構成します。
- (2) 執行役員会は、社長がこれを招集します。
- (3) 執行役員会は、1か月に1回以上開催します。

13. 禁止事項

- (1) 執行役員は、職務上の地位を利用して、自己又は第三者のために取引をなし、不正又は不当に個人的利益を享受してはならないものとします。
- (2) 執行役員は、取締役会の承認なく、在任中に事業を営み、又は他の団体の役職員（関係会社の非常勤の役職員及び営利を目的としない団体の非常勤の役職員を除く。）を兼務してはならないものとします。
- (3) 執行役員は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務及び商品先物取引関連業務に従事することができないものとします。

14. 諮問委員会

取締役会は、その決議によって、取締役会がその監督責任を果たすうえで必要と認める事項について諮問を行う委員会を設置することができます。設置されている諮問委員会の概要は、次に掲げる通りです。

・リスク委員会

取締役会が、清算業務のリスクに関連した責務を果たすにあたり必要と認める事項について決定を行おうとする場合には、リスク委員会に諮問を行います。委員は、①社外取締役②清算参加者、清算委託者又は有価証券等清算取次ぎの委託者の役員等で諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者③①及び②以外の者で諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者に委嘱します。

・措置評価委員会

取締役会が、各業務方法書に基づいて清算参加者に対して必要な措置をとる権限を行使する場合には、措置評価委員会に諮問を行います。清算参加者の役員等以外の者又は清算参加者の役員等で、諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者に委嘱します。

・上場商品運営委員会

取締役会は、証券取引等清算業務に係る制度運営に関して上場商品運営委員会に諮問を行います。委員は、会社の業態や規模等の分布に留意しつつ、清算参加者から選任します。

- ・ C D S 運営委員会

業務方法書及びC D S 運営委員会に関する規則で定める諮問事項について審議を行う委員会として設置します。委員は、全ての清算参加者を選任します。

- ・ 金利スワップ運営委員会

業務方法書及び金利スワップ運営委員会に関する規則で定める諮問事項について審議を行う委員会として設置します。委員は、清算参加者及び株主から選任します。

- ・ 国債店頭取引運営委員会

業務方法書及び国債店頭取引運営委員会に関する規則で定める諮問事項について審議を行う委員会として設置します。委員は、清算参加者及び株主から選任します。

- ・ J S C C 決定委員会

C D S 清算業務において、クレジットイベントの発生の決定に関する事項や承継者及び承継日の決定に関する事項等を決定するために設置します。委員は、清算参加者から選任します。

- ・ C D S 破綻管理委員会

C D S 清算参加者の破綻等を認定した場合における損失回避のための措置及び破綻処理入札の実施等の事項に関して助言するために設置します。委員は、清算参加者から選任します。

- ・ 金利スワップ破綻管理委員会

金利スワップ清算参加者の破綻等を認定した場合における損失回避のための措置及び破綻処理入札の実施等の事項に関して助言するために設置します。委員は、清算参加者から選任します。

- ・ 国債店頭取引破綻管理委員会

国債店頭取引清算参加者の破綻等を認定した場合における損失回避のための措置及び破綻処理入札の実施等の事項に関して助言するために設置します。委員は、清算参加者から選任します。

15. 監査役の役割・責務

- (1) 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役に報告し

なければならぬものとしす。

- (2) 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならぬものとしす。
- (3) 監査役は、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに監査役会の求めがあるときはいつでも報告しなければならぬものとしす。
- (4) 監査役は、執行役員会に出席し、意見を述べることができます。

16. 監査役を選定

- (1) 監査役は、株主総会の決議によって選任します。
- (2) 監査役の選任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行います。
 - ・ 監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
 - ・ 監査役の選任を株主総会の会議の目的とするものの請求
 - ・ 監査役の選任に関する議案を株主総会へ提出することの請求

17. 監査役会の役割・責務

- (1) 監査役会は次に掲げる職務を行います。
 - ・ 監査報告の作成
 - ・ 常勤の監査役の選定及び解職
 - ・ 監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定。ただし、この決定は、各監査役の権限の行使を妨げることとはできないものとしす
- (2) 監査役会は、取締役から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合及び会計監査人から取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じます。
- (3) 監査役会は、(2)のほか、取締役又は社員から報告を受けた場合も、必要と判断される範囲で、(2)に準じ対処します。
- (4) 監査役会及び監査役は、内部監査と監査役監査の連携を保つため、内部監査の責任者から、内部監査の計画および結果について、報告を受けます。
- (5) 監査役会は、内部監査の効率的な実施のため、内部監査の責任者と連携を保ちます。

18. 監査役会の運営

- (1) 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定めます。
- (2) 監査役会は、3か月に1回以上開催します。ただし、必要あるときは、随時、開催することができます。
- (3) 監査役会は、議長が招集し運営します。
- (4) 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行います。

19. 内部統制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針を定め、次に掲げる体制の整備を行います。

- ・ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

20. リスク管理

当社は、様々なリスクを体系的に管理するための経営管理の枠組みとして、リスクアペタイト・フレームワークに沿った業務運営を行います。

(1) リスク

リスクアペタイト・フレームワークに沿った業務運営を阻害する要因であり、当社の業務に支障又は当社に損失が生じる危険性を含むもの

(2) リスクアペタイト・フレームワーク

リスクアペタイトを明確にして、これを業務運営に適切に組み込んだ経営管理の枠組み

(3) リスクアペタイト・ステートメント

リスク管理に係る姿勢及びリスクアペタイトを明確化するために、信用リスク、資金流動性リスク及びその他のリスクについて示した文書

(4) リスクアペタイト

経営の基本理念及び経営方針を実現するために受け入れるリスクの種類・量

(5) 包括的リスク管理業務

リスクアペタイト・フレームワークに沿った業務運営を行うために、次に掲げる要素から構成された包括的リスク管理業務を実施

- ・リスクアペタイトの設定及び適合性の検証
- ・リスクアペタイトに基づく管理
 - 各種詳細リスクに係るリスク管理方針に基づく遵守状況の管理
 - 証拠金制度を始めとする各種リスク管理制度の検証
 - 重要リスク等に係る予防的管理

(6) リスク管理に係る社内体制

・取締役会

リスクアペタイト・ステートメントの策定及び包括的リスク管理の実現に対する最終的な責任を負います。

・リスク委員会

取締役会がリスクアペタイト・ステートメントの運用に関連した責務を果たすにあたり、専門的な観点から議論を行い、取締役会に助言を行います。

・リスク管理会議

リスク管理の状況及びリスク管理制度の運営状況並びにリスクアペタイト・ステートメントの策定、重要リスクの特定及び対処策の決定に係る社内の議論及び周知を行います。

・Chief Risk Officer (CRO)

業務部門から独立して、取締役会への報告及び提言を行います。

・業務部門

リスクアペタイト及び重要リスクへの対処策と整合的なリスク管理制度及び事業計画を立案・実行するとともに、能動的なリスクの識別・評価・対応を行います。

・包括的リスク管理部門

リスク管理の状況のモニタリング結果を取りまとめ、リスクアペタイト

トの適合性の検証を行います。また、リスク管理制度の運用状況の取り
まとめ、R A S 及び年度ごとに重要リスクと対処策の起草も行います。

- ・ 内部監査部門

業務部門及び包括的リスク管理部門から独立の立場で両者の活動に対
する監査を行い、社長及び監査役会へ報告します。